審議（会議）結果

審議会等名称	令和８年度第１回社会福祉審議会
開催日時	令和８年 11 月５日（木曜日）10 時 00 から 11 時 30 分まで
開催方法	オンライン会議（Zoom）
出席者	鈴木委員長、結城副委員長、（以下名簿順）、赤野委員、浅見委員、飯野委員、大島委員、加藤委員、菊池委員、京島委員、小泉委員、小島健一委員、小島操子委員、小林委員、小薮委員、佐々木委員、佐藤美由紀委員、佐藤みよ子委員、清水委員、田中委員、内藤委員、林委員、福山委員、妻鹿委員、本舘委員（計 24 人）
掲載形式	議事録
審議経過	以下のとおり

【事務局による進行】

・福祉子どもみらい局長あいさつ

・委員長・副委員長あいさつ、新委員紹介

（事務局）

【資料１　「神奈川県地域福祉支援計画」の改定について】説明

【質疑応答】

（鈴木委員長）

「神奈川県地域福祉支援計画」の改定につきましてご説明をいただきました。それではこの事項につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらどうぞよろしくお願いいたします。色々な立場から実践に携わっておられる委員の皆様のご意見が求められていると思いますがいかがでしょうか。

（小島委員）

好事例としましては、私の所属する神奈川県社会福祉士会は、県民に対する研修などを行っています。人づくりとしまして、福祉の担い手を育てるという意味で色々な研修を行っており障害福祉委員会でも聴覚障害のデフリンピックの時に、手話通訳を入れるだけではなく要約筆記も入れ、それを皆で体験するという形をとりました。参加者にとっては、画面の半分に文字が出たり、オンラインの方に手話も要約した文章も出てくるという初めての体験だったようで、とても好評でした。このような研修をもっと続けていければというのが好事例と思います。その他、児童に関しては、11 月に信州大学精神科医の本田秀夫先生をお呼びし講座を行う予定です。ホームページに夏頃掲載したところ、あっという間に 300 人以上の参加応募が集まり、子どもの成長に関して発達障害の不安を抱え

る親御さんや教育関係の方々が多いことを自覚いたしました。

（赤野委員）
今年度、常任委員会が厚生ではないため質問します。
先ほど県の説明で、福祉計画についての説明は一定の理解はしますが、県がそれを受けて何をするのかという点について、その説明がなかったため伺います。福祉計画をこれから策定するにあたって、県として何をし、それについて審議会委員の皆様にご意見をいただくのか、そういう形の議論かと思ったのですが、その「アクション」の部分での説明がなかったため、その点についてお伺いします。

（事務局・地域福祉課長）
ご認識を持っていただきたい事項としては、スライド２の「計画の位置づけ」です。この都道府県の地域福祉支援計画として、社会福祉法に規定されているものです。基本的なスタンスとしては、市町村の地域福祉が推進されるよう、その支援をするための都道府県の計画というのが基本的な位置づけになります。ただそれだけではなく、県が推進している当事者目線の取組、ともに生きる社会、地域共生社会の推進などはしっかり目指していきたいと思います。また GREEN×EXPO でも標榜している「Vibrant　INOCHI」など、県としてきちんとカラーが出る計画改定になればと考えております。

（赤野委員）
県の具体的なアクションの話がほしいです。スローガンや方針は理解しました。それを受けて今後何をするのか、それについて説明がなされていないため、今後はその点を心がけていただきたいと思います。

（清水委員）
県内の事例は素晴らしい委員の方々がおられますので、私は敢えて全国の状況を踏まえた中で情報提供としてお話しします。
まず「ひとづくり」「地域（まち）づくり」「しくみづくり」という点ですが、全国でもそれぞれ地域性を踏まえつつ、いろいろ課題に向き合いながら進んでいます。その中で山梨県の南アルプス市では、協議体等の住民の皆さんの活躍を、しっかりと年数をかけて社協、地縁の皆様も含め「ひとづくり」「地域（まち）づくり」「しくみづくり」を一体的に考えながら進めています。そこにしっかり行政も関わるという取組、その進め方が、成果と合わせて素晴らしいと思っています。 まさに住民の皆様が一体となって参加している例だと思います。
また、制度の狭間で支援が届きにくいというお話がありました。「ともに生きる」「いのち輝く」という神奈川県の特色ある計画を新しく目指す上で一つ情報提供します。昨今は

医師と地域とのつながりで、社会的処方というものの認識が徐々に広まっていますが、文化的処方、「アートとケア」という取組も少しずつ進んでいます。障がいがある方も、認知症になられても、高齢でも、あるいは子どもも、皆が関われるものです。東京藝術大学が柱になり、病院、企業、あるいは地元台東区の地域包括支援センター等と関わりながら、アートというものを、より身近に地域に参加する、あるいは社会を考えるという取組に普遍化、具現化させていこうという活動が発信されています。神奈川県の色々な実情と目指す方向を考えますと、まさに一人一人が参加できるというところで、高名な芸術作品ではなくてよいので、身近に皆が関心を持ちながら、このアート、協働というものと合わせて考えられたら良いのではないかと思っています。

最後に、地域共生社会の実現において、特に県として私ども住民参加の地域づくりの立場からお願いしたいことの一つが、関わられているフレイル予防推進会議の取組についてです。フレイル予防と地域の参加、そして幅広い住民の皆さんの健康づくりは、まさに未病というものを掲げつつ、幅広く地域共生社会づくりに取り組んでいく県として、重要なポイントだと思います。色々な取組の計画を拝見していますが、方向性は共生、ともに生きるという視点を打ち出している流れがありますが、それが具体的な計画に落とされていく、あるいは KPI 等でしっかりその方向性を打ち出していくのは今後の課題です。ぜひ県として、その方向での具体的にリードするような計画を作ってほしいと願っています。先日亡くなられた辻哲夫先生のお言葉で、フレイル予防だけではなくて、それをてこにして住民参加を進めて、地域共生社会づくりに取り組んでいく連携、協働、しくみづくりが非常に重要であると強調されていました。それぞれの仕組みが具体的に見えるような計画を市町村等が作っていく、その指針となるような県の計画になればと思います。

（小薮委員）

制度の狭間に関する好事例一点と、意見一点を申し上げます。

まず好事例ですが、広く知見としては共有されている件、ケアマネージャーが高齢の親への介護の支援を通じて、例えば引きこもり状態にある同居家族の課題に接することが非常に多く見られます。直接支援は会話をしたり、顔を合わせるなど実際難しいのですが、長期間にわたり家族に対するケアの協力者として関わることもよくあります。そこから引きこもりの相談機関につなぎ、一緒に支援に当たることもあります。しかし、ケアマネージャーは、介護保険制度の介護報酬により動いているため時間的、費用的な点での確保が課題になっています。よって、常にケアマネージャーとしては気が晴れない中で、専門職倫理の観点からケアを続けているような面があり、地域福祉の中で制度にまたがった支援の展開をするにあたり、持続可能な手立てを実装することが必要ではないかと思います。親の介護の支援が終了した段階で、その世帯の支援が途切れることがありますので、その点も地域の中で実装できる体制として常に考えていますが、なかなか答えにたどり着かない現状です。

また意見として、地域共生社会の実現に向けてという点です。災害の件、平時からの災害福祉支援の体制で、私も神奈川 DWAT のチーム員として、能登半島地震時に活動してきましたが、ケアマネージャーとして参加することがなかなか実際難しい状況です。なぜならば、介護保険制度で、自分が担当している利用者への支援が、減算になってはいけないことが挙げられます。よって、実際に自分が能登に行くと、県にいる利用者への支援、例えば訪問、モニタリング、さまざまなケアマネージャーの定型業務がその間できなくなるのではないかという不安があります。実際の不利益がケアマネージャーに襲いかかる可能性があるという点で、なかなか行くことが難しい現状があります。目の前の利用者のケアと、被災地にいるまだケアを受けられていない方々のバランスをどうとるのかという問題があります。実際に被災地の方へのケアを行っているので地域の方のケアをやらないわけではないのですが、DWAT が社会福祉法によって法制化されて、来年４月から施行され、介護保険法側での支援を県で講じてもらえると、神奈川ＤＷＡＴにケアマネージャーが参加しやすいのではないかと思うことを意見としてお伝えいたします。

（小泉委員）

改正のポイントにあります、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実という点ですが、県内でも取組を開始している市町村が多々あるように報告を受けています。実際、市町村社会福祉協議会や諸々が担当になると思いますが昨今、民間の各会社が高齢者の支援を多く行っているように思われますし、若干問題も出てきているのかなと思います。特に生活に困窮している高齢者の支援は、やはり我々がサポートしていかなければと思いますし、その最先端にいるスタッフが介護支援専門員や包括支援センターの相談員等になると思っています。まさにこの分野を充実させていくには、各専門の職員が連携をしていかないといけないと思うのと、各市町村によって、若干体力的な点、普及に際する温度差があると思いますのでその支援を県にお願いしたいですし、一番大切なのはやはり人材育成だと思います。安定的な確保というのも改正のポイントの三項目にありますが、非常に人材に際し厳しい中での優秀な人材を養成していかなければならない。そういった研修や体験も充実を図っていかないとこの分野の充実は図れないと思います。 ぜひ検討していただきたいです。

（妻鹿委員）

ここ数年、県社会福祉協議会のボランティアコーディネーター研修の講師を務めており、その中で参加者から我が市にはこういう取組があると伺い、興味深かったため、実際に調査に行かせていただき、発見したケースを情報提供させていただきます。

相模原市の緑区社会福祉協議会で行われている取組で、本日のお伺いしたことの２番目になろうかと思いますが、相談対応に力を入れることが本日の説明にもあったように、どこの地域でも求められていますが、相談窓口に来られる方の中には、今回私がボランティ

アコーディネーター研修の中で出会った事例でボランティアしたいと言って来られた方への対応です。これは相模原市だけではなく、おそらく県内あるいは日本全国のボランティアセンターの関係者が苦慮している点ですが、ボランティアしたいと言って来られる方がいる中で、実際はそれを行うことはとても難しい。社会参加の一歩として、例えば精神科の医師から言われた、あるいは親がとにかくどこか活動でもして社会に参加しなさいと言われるなど、人間関係を作るのが難しい、またメンタルの病気を抱える方がボランティアなら大丈夫ではないかと窓口に来られますが、実際にそこと結びつけるのはとても難しいのです。居場所づくりはさまざまなところで行っているとは思いますが、相模原市緑区の取組で、とても興味深いと思ったのは、「いるかさんのお部屋」という馴染みやすい名前をつけて、出席も取らず、来なくても良い、月に１回必ず開けている。そこに来て、おしゃべりするだけではなくて、役に立ちそうな作業を毎回行っています。それは担当の職員が知恵を絞り、例えば福祉教育の教材を作る、単純な事務作業をするなど、誰かがやってくれると助かることを毎回用意し、おしゃべりをしながら行うというものです。参加者がそこで １、２時間過ごし、実際に役に立つ作業を行い、おしゃべりもして、次また会いましょうと言って別れる。出席も取らず、自己紹介もないのですが、なんとなく顔見知りはできてくるという関係の中で、１回来たら、とても楽しくてリピーターになるということです。それから担当職員も相談対応で窓口に来た方、あるいは電話をかけてきた方で、どこにも紹介できなかった場合には「いるかさんのお部屋」に紹介をすることで、次のステップにつなげる間の、とても良い場所や機会を提供できているということです。見学者が参加をしても、とても居心地が良く、作業をすることがあるので、手持ち無沙汰にもならず、人と意義のある会話を交わすことができて、とても楽しいひとときを過ごすことができます。そして予算もかからないです。引きこもりや、何年も家から出てなかった人が、最初は母に連れられて、本当にいやいや来た方が、そこで楽しい人と過ごすことができ、次からは自分の意志で来たというような、良い効果も出てきているそうです。予算もかからず簡単にでき、会議室を一つ提供する、今後どうなるかわからない事業ですが、担当の職員が行うことを組織として推進するのも良いと思います。雰囲気としても緑区社会福祉協議会の中にあるのも重要ではないかと思います。一例をご紹介させていただきました。

一つお伺いしたいのは、このように集めた好事例をどのように活用していかれるのかをお聞きします。

（事務局・地域福祉課長）

皆様からたくさんの好事例の取組等ご紹介いただきありがとうございます。先ほど申しましたように、市町村の計画を後押し、支援する都道府県の計画になります。中には、基礎自治体でやるべき取組が含まれていたように思います。そこをどのように県として後押ししていくかは、本日いただいたご意見をよく吟味し、どう次期計画に盛り込んでい

くか、今後検討してまいります。

（菊池委員）
好事例と意見を一つずつお話しします。
好事例として、横須賀市の「ほっとかん」（福祉の総合相談窓口）のように、相談者に制度の仕分けをさせない、縦割りの制度の中でどこに行けば良いかわからないという課題を解決するための総合窓口があります。座間市にも「断らない相談支援」の取組がありますが、そういった制度の狭間を生まない好事例の一つだと思っています。横須賀市では「わたしの終活登録」という終活情報の登録事業やそのサポートなども充実しており、生前から市職員と顔の見える関係を築くことができ、孤立対策にもなっている素晴らしい取組として情報提供します。
次に、意見です。計画の 41 ページの大柱 3「しくみづくり」に、「既存の制度や各福祉分野の施策では解決することの難しい、ケアラー・ヤングケアラーやひきこもりなど」とありますが、これは支援策 18 の「制度の狭間」にあたると思います。ここに「家族を頼れない若者」という言葉も入れていただけますと、児童養護施設等の出身者（ケアリーバー）や虐待がありながら社会的養護につながらなかった若者も対象になると思いますので、ぜひご検討ください。また、大柱 1・大柱 3 の中柱⑵に「高齢者、障がい者や児童等」という表現がありますが、県の「かながわ子ども・若者みらい計画」との整合を図り、「児童等」を「子ども・若者」にしていくのが良いのではないかと考えます。ご検討をお願いいたします。

（大島委員）
私からは「好事例」に関する意見を述べさせてください。
今回、好事例の提供ということで、お話が多々ありましたが、「好事例」と同時に「困難事例」の情報も集めていただき、例えば、それを「県のホームページで両例をアクセスできるような仕組み」を作っていただけると多くの方々の参考となり活用いただけるのではないかと思います。理由としまして、好事例だけですと、それに該当しないとできないという印象を与えてしまいかねないのではないかと考えるためです。困難事例をどのような方法でどう乗り越えていったのか、そのプロセスを知り、情報提供いただきながら現場に合う解決方法を模索することは多くの解決につながるのではと考えます。同じような環境の中にいらっしゃる方々の参考になる困難事例も含めた県のホームページ等で公開できる仕組みづくりをお願いしたいと考えます。

（浅見委員）
意見をお伝えします。
私は建築士として、横浜市の木造住宅耐震診断士をやっており、古いお宅に伺い住宅を

診断しているのですが、たくさんのお宅に伺う中で、住宅というハードの問題ではなく、暮らしてる方に何か問題があると思われる時もあります。なかなかお宅に専門家として入り込んでいく機会は少ないのですが、例えば引きこもりや貧困、物が片付けられない、精神的な病を抱えている方あるいは高齢者一人暮らしや、難しい病気を抱えている方のもとに住宅に関して相談に伺います。今一番困ってることとして、住宅ではないことを相談されることも多々あります。しかし個人情報は、なるべくその場で話を伺うに留まり、そのことを他の機関や福祉関係者へ届けることができないと常日頃思っていますので、市町村や関係機関と連携を深めるという仕組みをつくっていただけるとありがたいと思います。

（田中委員）
意見をお伝えします。
資料で気になったのが、地域福祉支援計画であるにもかかわらず、「居場所」という視点及び表記が少ないのではないかという点です。先ほど妻鹿委員から居場所づくりについてのご意見がありましたが、市民の方々による様々な居場所の創設ということが自由に起こるような地域づくりが大事なキーポイントだと思いますので、そのあたりを表記した方がいいと思いました。
そして人が集まるところには、人と人との葛藤は必ず起きてきます。そして、地域づくりには、色々な制度にまたがるという特徴もありますので、それらを調整する人やコーディネート機能を充実させることが必要になります。これらは人づくりや、しくみづくりに関わることでもありますが、それらの部分を重要視すると、もっと良くなると思います。
県としてできること、県しかできないという点で強調しておきたいのは、圏域や市町村で構築されていく地域づくりの足並みと質を揃えるように、バックアップ機能を持つということは大切だと思いますので、その部分について特化していただけたらと思います。

（事務局）
【資料２　「神奈川県手話推進計画」の改定について】説明

【質疑応答】
（鈴木委員長）
それでは、本件につきましてご意見ご質問よろしくお願いいたします。

※　委員からの質疑等なし。

（事務局）
【資料３　地方独立行政法人神奈川県立福祉機構について】説明

【質疑応答】

（鈴木委員長）

それでは、本件につきましてご意見ご質問よろしくお願いいたします。

（大島委員）

意見を申し上げます。

「科学的な福祉の研究」をいろいろ取り組まれるというお話だったのですが、これはとても大切なことだと思います。その一助として、研究倫理審査部門（研究倫理審査委員会等）を早い段階できちんと立ち上げていただく方が良いのではないかと思います。理由としまして、「科学的な」という言葉を使う以上、「思い」だけでやっていたというような福祉にならないことが大切ではないかと思います。地道な福祉の現場での関わりの積み重ねを、初期のかかわり（関わりの導入）の段階から、研究倫理審査等を経た上で研究を進めていく姿勢を定着するような基盤づくりが必要ではないかと考えます。利用者の方々の事例を大切にし、状況が異なる方々にも応用できるような事例の蓄積が、当該福祉機構が果たす対外的な使命の一つとも考えます。多くの方が参考にされ、広く提供できるための「科学的な福祉の研究」であるためにも、ぜひ、研究倫理審査部門の基盤を確立していただけたらと思います。

（佐藤みよ子委員）

今の科学的なことではないのですが、私が住む海老名市でも色々な相談事業は実施しており、その中に「K.T.S」という障がい者相談窓口があり、障がい者の方からさまざまなお話を伺ったり、傾聴をやっています。他の地域でもそのような事業をされているのか、もしやっているなら、参考にお聞かせいただけたらと思います。

（飯野委員）

スライド３の「(3) グループホームの設置」の件でお伺いします。

施設から地域へという流れが国の方針もあり、中井やまゆり園ではあくまで中間的な立ち位置で、最終的には地域でグループホーム等で暮らしていただくということになろうと思いますが、移行している、または今一生懸命移行されようと努力されていると思います。一方で、実際、私の知人で強度行動障害のお子さんがいらっしゃる方がおり、グループホームにもなかなか行けず、そういう施設にも今、受入れを確か停止しているようですが、私は暫定的に受入れも必要になってくるのかと思います。そのあたりの考えについては、どうされていく予定なのかお伺いします。

（事務局・福祉機構担当課長）

中井やまゆり園は、県立の他の施設もそうですが、ショート利用、短期入所の方は、積

極的に受入れをするようにしており、しっかりその時必要な方を受入れできるように、取組を進めるようにしております。中井やまゆり園も今年度福祉機構に移り、徐々にではありますが、今年度受入れをしっかり行っております。長期にその方を受入れするかどうかについては、お一人、お一人について、しっかりそのケースについてお話していかなければならないため、こちらで勝手に判断申し上げられませんが、緊急の受入れで、短期の受入れはしっかりやっているところでございます。またご指摘の通り、グループホームも、今回福祉機構が目指しているのは、知的障害の方であり、入所してもうまくいくかどうか、失敗した場合には一旦また施設に戻ってという繰り返しになるかもしれませんが、取組として積極的に進めていきたいと考え、準備を進めているところでございます。

（飯野委員）
グループホームに地域移行していこうという趣旨はわかりますし、ショートで受入れるというのもわかりますが、極端から極端では困っている方もいらっしゃいますので、移行期ということで柔軟に対応していただきたいということは、意見として申し上げておきます。

（鈴木委員長）
それでは、本日全体を通じて、議題等、その他を含めてご意見ご質問よろしくお願いいたします。

（小島委員）
資料１の別紙の第２章「本県における地域福祉を取り巻く状況の変化」 37 ページについてお伺いします。
（4）の「生活困窮者自立支援制度（更新予定）」の部分です。私ども神奈川県社会福祉士会は、生活困窮の国の研修の次の都道府県研修を承っております。色々な研修をやっておりますが、この中の「一時生活支援事業」という文言ですが、 2024 年の法改正で名称が「生活困窮者居住支援事業」になったということで都道府県研修でも変更していました。自治体として「一時生活支援事業」という名称を残しているところもあるとは聞いていますが、ここの文章をどうされるかと思い、質問します。国では、「生活困窮者居住支援事業」に名称が変更になったはずですが、自治体として「一時生活支援事業」も残しているところもあるようなので、ここをどうするか決めていただけたらと思います。

（事務局・地域福祉課長）
記述部分に関しては、所管課がございますので調整し、書きぶりを検討したいと思います。

（鈴木委員長）
　充実したご審議をいただきありがとうございました。県の事務局におかれましては、今後の取組にぜひ生かしていただきたいと思います。
　それでは本日の会議はこれで終了といたしたいと思います。進行を事務局にお返しいたします。

（事務局・企画調整担当課長）
　皆様ありがとうございました。以上をもちまして、令和８年度第１回社会福祉審議会総会を閉会させていただきます。